

令和4年度

監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・保育所・認定こども園）

大分市監査委員



監 査 第 8 3 0 号
令 和 5 年 2 月 9 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 藤 田 敬 治 殿
大 分 市 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 藤 光 好 殿

大 分 市 監 査 委 員 繩 田 睦 子

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 松 下 清 高

大 分 市 監 査 委 員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による施設監査（学校・幼稚園・保育所・認定こども園）を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

施設監査結果報告

1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

監査の対象及び実施場所	監査の期間
<p>教育部</p> <p>小学校 9校 城南、豊府、三佐、 吉野、東植田、宗方、 横瀬、大在西、野津原</p> <p>中学校 5校 城東、原川、竹中、 竹中二豊学園分校、 植田南</p> <p>義務教育学校 1校 碩田学園</p>	令和4年度（令和4年4月1日～令和4年9月30日）に係る施設及び財産管理状況等
<p>子どもすこやか部</p> <p>幼稚園 2園 東植田、宗方</p> <p>保育所 3保育所 あかつき、 小野鶴こぼと、 河原内</p> <p>認定こども園 1園 のつはる</p>	令和4年9月30日～令和5年1月31日

※神崎小学校、大東中学校、賀来中学校、住吉保育所については、昨年度の施設監査において警備業務用機械装置のセット漏れによる指摘があったため、施設の警備状況のみ監査した。

2 監査項目及び着眼点

(学校)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 刃物類、危険工作器具、薬品類等危険物品の保管は適正に行われているか。 (3) 自動体外式除細動器（AED）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

(幼稚園・保育所・認定こども園)

監査項目及び着眼点
1 物品の管理状況について (1) 備品の管理は適正に行われているか。 (2) 自動体外式除細動器（AED）の管理は適正に行われているか。
2 施設の管理状況について (1) 施設の維持管理は適正に行われているか。 (2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。 (3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。

3 監査の方法

児童生徒等の安全確保に留意し、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

4 監査の結果

教育部 学校

(1) 物品の管理状況について

ア 刃物類等の保管が適正に行われていないもの

教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。

しかしながら、のこぎりやはさみ等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確でないものが散見された。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。
（豊府小学校、三佐小学校、竹中中学校、植田南中学校）

(2) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

（宗方小学校、賀来中学校）

子どもすこやか部

幼稚園・保育所・認定こども園

特に指摘事項はなかった。